

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600136 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600014 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月

A 事業所で勤務していた間、平成 19 年 12 月にも賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では当該賞与に係る記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の預金口座に係る取引明細表及び複数の同僚から提出された「H19 年冬季賞与明細書」から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所から 26 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を 26 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記取引明細表で確認できる振込入金年月日から、平成 19 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは当時の資料がなく不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600137 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600015 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 18 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月

A 事業所に勤めていた間、平成 19 年 12 月にも賞与が支給されていたと思うが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した「平成 19 年分給与所得の源泉徴収票」、複数の同僚から提出された「H19 年冬季賞与明細書」、オンライン記録で確認できる請求者の標準報酬月額等の記録等から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所から 18 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を 18 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、同僚から提出された上記明細書に記載された賞与支給日から、平成 19 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは当時の資料がなく不明である

旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600172 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600016 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額を 19 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月

A 事業所に勤務していた期間のうち、平成 19 年 12 月に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の預金口座に係る取引明細表及び複数の同僚から提出された「H19 年冬季賞与明細書」から判断すると、請求者は、請求期間において、A 事業所から 19 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を 19 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上記取引明細表で確認できる振込入金年月日から、平成 19 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは当時の資料がなく不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2600132 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2600013 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 社に平成 4 年 3 月 31 日付けで退職を申し出し、了承された記憶があり、退職日まで有給休暇を取得したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 3 月 31 日と記録されているので、調査の上、当該喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に平成 4 年 3 月 31 日付けでの退職を了承された後に、交通事故による負傷のため同年 3 月 16 日から退職日まで有給休暇を取得した旨を主張している。

しかしながら、オンライン記録では、請求者の A 社における厚生年金保険の資格喪失日は平成 4 年 3 月 31 日とされているところ、当該記録は、企業年金連合会で管理している厚生年金基金の資格喪失日が同年 3 月 31 日とされていることと一致し、雇用保険の加入記録における離職日が同年 3 月 30 日とされていることとも符合している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たした上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることが要件とされているところ、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A 社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求期間に係る資料を保管していないため不明である旨を回答している。

さらに、請求期間を含む前後の期間においてA社における厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会を行ったところ、1名からは、退職日を平成4年3月31日で申し出た旨を直接請求者から聞いた記憶があるとの回答があったが、ほかに請求者の退職日や退職月に係る厚生年金保険料の控除の有無について有力な回答は得られない。

加えて、請求者が提出したA社が作成した「休業損害証明書」によると、請求者が交通事故による負傷のため取得した有給休暇の最終日は平成4年3月30日とされており、同年3月31日は有給休暇に含まれていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたこと、及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。